

障害者優先調達推進法に基づく調達方針について [尼崎市]

1 趣旨・目的

この調達方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号、以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障害者及び在宅就業障害者の自立の促進に資することを目的として、尼崎市が障害者就労施設等から物品及び役務の調達の推進を図るために必要な事項を定めるものとする。

2 対象施設

この調達方針の対象となる施設等は、以下のとおりとする。

- ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号、以下「障害者総合支援法」という。）第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設
- イ 障害者総合支援法第 5 条第 27 項に規定する地域活動支援センター
- ウ 障害者総合支援法第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）
- エ 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
- オ 障害者優先調達推進法施行令（平成 25 年政令第 22 号）第 1 条第 1 号に規定する事業所（特例子会社）
- カ 障害者優先調達推進法施行令（平成 25 年政令第 22 号）第 1 条第 2 号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）
- キ 障害者の雇用の促進等に関する法律第 74 条の 2 第 3 項第 1 号に規定する在宅就業障害者
- ク 障害者の雇用の促進等に関する法律第 74 条の 3 第 1 項に規定する在宅就業支援団体

3 適用範囲

この調達方針の適用範囲は、尼崎市の全ての組織（公営企業局を含む。）とする。

4 調達する物品・役務

この調達方針により本市が調達する物品及び役務は、尼崎市が契約によって調達する物品及び役務のうち、対象施設が受注することが可能なものとする。

5 調達目標

予算の適正な執行、契約における経済性、公正性及び競争性の確保に留意しつつ、この調達方針の目的に沿うために、対象施設からの物品及び役務の調達の推進に努め、物品及

び役務のそれぞれについて、前年度の調達実績額を上回ることを目標とする。なお、各年度の目標は別に定める。

6 調達の推進方法

対象施設からの物品及び役務の調達を推進するため、次の取組を行う。

(1) 対象施設における物品及び役務の情報収集・提供

発注の円滑化を図るため、対象施設が供給する物品及び役務の情報を収集し、ホームページ等を活用して情報提供を行う。

(2) 随意契約による調達

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約を積極的に活用し、物品及び役務の調達を行う。

(3) 共同受注窓口からの調達

尼崎市が設置する共同受注窓口（機能）である尼崎市就労・生活支援センターみのりを活用し、物品及び役務の調達を行う。

7 留意事項

物品及び役務の調達に当たっては、以下の点に留意するものとする。

(1) 物品及び役務を調達する場合は、対象施設からの調達の可能性について検討するように努めるものとする。

(2) 予算の適正な執行、契約における経済性、公正性及び競争性の確保のほか、他の施策や行政目的との調和に留意するものとする。

(3) 物品及び役務の発注は、対象施設からの物品等の調達に配慮した納期の設定及び発注量に努めるものとする。

8 公表

この調達方針に基づき調達した物品及び役務の調達実績については、毎会計年度終了後、概要を取りまとめ、公表するものとする。

9 担当窓口

この調達方針に基づく担当窓口は、障害福祉政策担当とする。

以 上